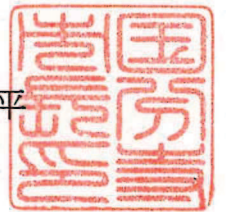


国分寺市告示第313号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2（公示送達）第1項、国分寺市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第5号）第11条（公示送達）及び国分寺市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第28条の規定により、別紙のとおり公示する。なお、この書類については市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月17日

国分寺市長 丸 山 哲 平



別紙

氏 名	文書件名
PANDAY NARAYA N	地方税に関する書類